

東広島市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和元年11月5日

東広島市監査委員	水戸	晃
同	重河	格
同	加藤	祥一

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	検査課	平成30年度（平成31年3月末現在）
政策企画部	広報戦略課	平成30年度（平成31年3月末現在）
財務部	収納課	平成30年度（平成31年4月末現在）
建設部	用地課	平成30年度（平成31年4月末現在）
消防局	予防課	平成30年度（平成31年3月末現在）

第2 監査の実施期間

令和元年5月15日から令和元年10月24日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

第5 監査意見

1 事務処理におけるチェック体制の確立について

今期の監査においても、予算の執行事務、契約事務及び財産管理事務について軽易なものではあるが、職員の不注意や知識不足によると思われる誤りが見受けられた。

予算の執行事務、契約事務等については毎年、担当課による事務研修会が開催され、関係諸規定の周知と理解の向上を図られているところであるが、依然としてこうした誤りが散見される。

業務改善や事務研修会の充実などの取組を行い、職員の意識や知識の向上を図るとともに、事務処理におけるチェック体制を確立し、関係法令及び例規等を遵守した事務の履行に努められたい。

定期監査結果報告書（工事監査）

第1 監査の対象

令和元年度における工事の執行状況

工 事 名	所 管 部 課 名
(1) 平成30年度 消防水利整備事業 志和地区耐震性貯水槽設置工事	都市部都市整備課
(2) 平成30年度 放課後児童クラブ施設整備事業 (仮称) 御菌宇第2児童クラブ新築工事	都市部営繕課

第2 監査の実施期間

令和元年5月15日から令和元年10月24日まで

第3 監査の方法

監査対象の各工事について、設計図書及びその他関係書類を審査するとともに、関係職員から事業内容を聴取し、実地調査を行った。

第4 監査の結果

各工事の執行状況については、次のとおりである。

(1) 平成30年度 消防水利整備事業 志和地区耐震性貯水槽設置工事

請 負 金 額	25,327,080円
工 期	平成30年7月12日～平成31年2月28日
工事請負業者	有限会社ショウケン
工事進捗状況	平成31年3月31日現在における工事進捗率 100.0%

(2) 平成30年度 放課後児童クラブ施設整備事業 (仮称) 御菌宇第2児童クラブ新築工事

請 負 金 額	36,208,080円
工 期	平成30年7月12日～平成31年1月31日
工事請負業者	株式会社カジカワ
工事進捗状況	平成31年3月31日現在における工事進捗率 100.0%

工事の設計、積算、契約、施工管理、試験、検査、施工記録等の書類審査及び実地調査を行った結果、おおむね適正に処理されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。